

名古屋市総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第69号

名古屋市総合体育館条例の一部を改正する条例

名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個人使用の表レインボープールの項中

「

700 円	11回分 7,000 円 25回分 14,000 円
300 円	11回分 3,000 円 25回分 6,000 円

を

」

「

900 円	11回分 9,000 円 25回分 18,000 円
400 円	11回分 4,000 円 25回分 8,000 円

に改め、

」

同表レインボーアイスアリーナの項中

「

1,400 円	11回分	14,000 円
700 円	11回分	7,000 円

を

」

「

1,800 円	11回分	18,000 円
900 円	11回分	9,000 円

に改め、

」

同表50メートル温水プールの項中

「

700 円	11回分	7,000 円	1 月券	5,600 円
	25回分	14,000 円	1 年券	44,800 円
300 円	11回分	3,000 円	1 月券	2,800 円
	25回分	6,000 円	1 年券	22,400 円

を

」

「

900 円	11回分	9,000 円	1 月券	7,200 円
	25回分	18,000 円	1 年券	57,600 円
400 円	11回分	4,000 円	1 月券	3,600 円
	25回分	8,000 円	1 年券	28,800 円

に改め、

」

同表25メートル温水プールの項中

「

500 円	11回分	5,000 円	1 月券	4,000 円
	25回分	10,000 円	1 年券	32,000 円
200 円	11回分	2,000 円	1 月券	2,000 円
	25回分	4,000 円	1 年券	16,000 円

を

」

「

600 円	11回分	6,000 円	1 月券	4,800 円
	25回分	12,000 円	1 年券	38,400 円
300 円	11回分	3,000 円	1 月券	2,400 円
	25回分	6,000 円	1 年券	19,200 円

に改め、

」

る。

別表第4 25メートル温水プールの項中

「

11回分	5,000円	1月券	4,000円
25回分	10,000円	1年券	32,000円
11回分	2,000円	1月券	2,000円
25回分	4,000円	1年券	16,000円

を

」

「

11回分	6,000円	1月券	4,800円
25回分	12,000円	1年券	38,400円
11回分	3,000円	1月券	2,400円
25回分	6,000円	1年券	19,200円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市総合体育館条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の名古屋市総合体育館条例の規定に基づいて交付されている回数券等を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。